

日本ビクター株式会社 株式取扱規定

第 1 章 総 則

第 1 条 当会社定款第 1 1 条に定める株券の種類ならびに株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については本規定によるものとする。ただし、実質株主に関する取扱いは、この規定のほか、証券保管振替機構（以下「機構」という）の定めるところによる。

第 2 条 当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 4 号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

同取次所 住友信託銀行株式会社 全国本支店

第 3 条 当会社が発行する株券の種類は、1 株券、10 株券、50 株券、100 株券、500 株券、1,000 株券、5,000 株券、10,000 株券および 100,000 株券の 9 種とする。ただし、100 株未満の株式については必要に応じその株数を表示した株券を発行することができる。

② 前項の株券のうち定款第 8 条に規定する単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）の数を表示した株券について、法令および第 24 条の規定による場合を除き発行を請求することができないものとする。

第 4 条 当会社が株主名簿管理人に委託した事務についての請求、届出、申出および申請等の手続きは株主名簿管理人にするものとする。

第 5 条 本規定による請求、届出、申出および申請は当会社の認める書式によるものとし、第 16 条の規定により届出た印鑑を押捺するものとする。

② 前項の請求、届出、申出および申請について、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

第 6 条 株主は、法令にもとづき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とすることの請求、または、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求など株主の権利を行使する場合は、書面をもって行うこととする。ただし、本規定に別段の定めのある場合を除く。

② 会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が 400 字を超えるときには、概要を記載することとする。

第 2 章 株主名簿への記載または記録等

第 7 条 株式の株主名簿への記載または記録（以下、「名義書換」という）を請求するときは所定の請求書に請求者の氏名を記載した株券を添えて提出するものとする。

② 譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するときは所定の請求書に請求者の氏名を記載した株券および取得を証明する書面を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは株券の提出を要しない。

第 8 条 株式の移転につき法令で別段の手続きを必要とするときは、その完了を証明する書面を添えるものとする。

第 9 条 実質株主名簿への記載は、機構からの実質株主に関する通知および実質株主票にもとづき行う。

第10条 実質株主は、機構の参加者を經由して、実質株主票を提出するものとする。

第11条 株主名簿に記載されている株主と実質株主名簿に記載されている実質株主とが、住所および氏名にもとづき同一人と認められるときは、株主の権利行使に關しては、それぞれの株式数を合算するものとする。

第 3 章 質権の登録および信託財産の表示

第12条 質権の登録または抹消を請求するときは所定の請求書に質権者の氏名を記載した株券を添えて提出するものとする。

第13条 信託財産の表示または抹消を請求するときは所定の請求書に株券を添えて提出するものとする。

第 4 章 株 券 不 所 持

第14条 株券の所持を欲しない株主は所定の申出書に株券を添えて申出るものとする。ただし、株券が発行されていないときは株券の提出を要しない。

② 当会社は株主より前項の申出があったときは所定の手続きによりこれを処理し、その旨を株主に通知する。

第15条 株券不所持の申出をした株主が株券の発行を請求するときは所定の請求書により請求するものとする。

第 5 章 諸 届

第16条 株主、実質株主および登録株式質権者またはその法定代理人はその氏名、住所および印鑑を届出るものとする。これを変更したときも同様とする。ただし、署名の慣習ある外国人は署名をもって印鑑に代えることができる。

第17条 日本に住所または居所を有しない株主、実質株主および登録株式質権者またはその法定代理人は日本国内に常任代理人または通知を受けるべき場所を定め

前条に準じて届出るものとする。変更があったときも同様とする。

第18条 次に掲げる事由により株主名簿、実質株主名簿および株券の表示の変更をしようとするときは届出書に株券およびその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときおよび実質株主名簿の表示の変更については株券の提出を要しない。

- 1. 改姓、改名
- 2. 親権者、後見人、その他法定代理人の設定、変更または解除
- 3. 商号または法人名称の変更
- 4. 法人組織の変更

第19条 株式が数人の共有に属するときは、その代表者 1 名を定め所定の届出書に共有者全員連署し、株券を添えて届出るものとする。これを変更したときも同様とする。ただし、株券が発行されていないときおよび実質株主名簿の表示の変更については株券の提出を要しない。

第20条 株式が法人の所有に属するときは代表者を定め届出るものとする。これを変更したときは登記事項証明書を添えて届出るものとする。

第21条 実質株主が本章に定める届出を行うときは、機構の参加者を經由するものとする。ただし、届出印のみの変更を行うときは、機構の参加者を經由することを要しない。

第 6 章 株 券 喪 失 登 録

第22条 株券喪失登録の請求または株券喪失登録抹消の申請を行うときは、所定の請求書または申請書に当社が必要とする書面を添えて提出するものとする。

② 前項の登録の申請を行うときは別途定める株券喪失登録手数料を提出するものとする。

③ 株券喪失登録がなされた株券を所持する者（株券喪失登録者を除く。）が第 1 項の株券喪失登録の抹消を申請するときは喪失登録がなされている株券を提出するものとする。

第 7 章 株 券 の 再 発 行

第23条 株券の分割または併合により新株券の発行を受けようとするときは所定の請求書に株券を添えて提出するものとする。

第24条 株券の毀損または汚損により新株券の発行を受けようとするときは所定の請求書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券の真偽が判別し難いときは第 25 条の手続きによるものとする。

第25条 名義書換のため提出された単元未満株券の組合せにより単元株式とすることができる場合には名義書換請求者の特段の意思表示のない限り単元株券に併合するものとする。

第 8 章 単元未満株式の買取

第26条 単元未満株式の買取を請求するときは所定の請求書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは株券の提出を要しない。

② 実質株主が前項の請求をするときは、機構の参加者および機構を經由して行うものとする。

第27条 単元未満株式の買取単価は第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所において請求を受けた日の東京証券取引所の最終価格によるものとする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格によるものとする。

② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第28条 当社は前条により算出された買取価格から第 39 条第 6 号に定める手数料を控除した額を、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定した日の翌日から起算して 6 営業日目に買取請求を受けた場所において、買取請求者に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込または郵便振替現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

第29条 買取請求を受けた単元未満株式は前条による買取代金の支払日または支払手続きを完了した日に当社に移転するものとする。

第 9 章 単元未満株式の買増

第30条 単元未満株式を有する株主または実質株主が、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求（以下「買増請求」という。）するときは、買増請求書に株券ならびに次条に規定する買増概算金を添えて、第 2 条に規定する株式事務取扱場所または取次所に提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

② 実質株主が前項の請求をするときは、機構の参加者および機構を經由して行うものとする。

第31条 買増概算金は、前条に規定する買増請求書類が株式事務取扱場所または取次所に到達した日の前営業日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格（その日に売買取引がないときは、その日に先立つ直近日になされ売買取引の最終価格）に買増申込株式数を乗じた額に 1. 3 を乗じた額とし、計算の結果生じる千円未満の金額はこれを切り上げるものとする。ただし、実質株主が買増請求を行う場合の取扱は、機構の定めるところによる。

② 当社は、前条に規定する買増請求がなされた場合において、買増概算金が前項に規定する金額に不足するときは、当該買増請求は取扱わないものとする。

第32条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第33条 買増請求の効力は、第 30 条に規定する買増請求書類および第 32 条に規定する買増概算金が株式事務取扱場所または取次所に到達した日に生じるものとする。

第34条	当会社は、毎年3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの間、および9月30日から起算して12営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止する。 ② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。	6. 第26条にもとづく単元未満株式の買取および第30条にもとづく単元未満株式の買増 以下の算式により算定した1単元当たりの売買委託手数料相当額を買取または買増をした単元未満株式の数で按分した額 (円未満の端数を生じたときには切捨てる。)
第35条	買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。 ② 前項による買増単価に買増請求株式を乗じた額をもって買増価格とする。 ③ 第31条に規定する買増概算金が、前項に規定する買増価格および第39条第6号に規定する手数料の合計額(以下「買増代金」という。)に不足するときは、不足金額を当該買増請求者に請求するものとする。この場合、不足金額を請求した日の翌日から起算して5営業日以内に不足金額が支払われないときは当該買増請求は取り消される。	(算式) 第27条第1項に定める1株当たりの買取価格または第35条に定める1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たないときには、2,500円とする。
第36条	当会社は、買増価格が決定した日または前条第3項の不足金額が支払われた日の翌日から起算して6営業日目に、買増概算金の中から、買増代金を受領するものとする。ただし、買増価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買増代金を受領するものとする。 ② 買増概算金から前項の買増代金を差し引いた残金は、買増請求をした株主の指定する銀行預金口座への振込または郵便振替現金払いにより、返却するものとする。	附 則 1. この規定の変更は、取締役会の決議によるものとする。 2. この規定は平成18年5月1日より実施する。
第37条	買増請求を受けた自己株式は、前条による買増代金を受領を完了した日に買増請求をした株主または実質株主に移転するものとする。	以 上
第38条	買増請求により1単元となった株式は、遅滞なく株券を発行し、買増請求をした株主に交付するものとする。ただし、実質株主が買増請求を行う場合の取扱はこの限りではない。	

第 10 章 手 数 料

第39条	当会社の株式取扱いに関する手数料は次のとおりとする。
1. 株主名簿の記載の変更	無 料
2. 株券の分割または併合のための再発行 (ただし、第25条の場合を除く)	株券1枚につき 50円
3. 毀損、汚損および喪失のための再発行	株券1枚につき 50円
4. 第15条にもとづく株券の発行	株券1枚につき 50円
	前各号の手数料のほか、新株券発行に係る印紙税相当額
5. 第21条にもとづく株券喪失登録	1件につき 12,000円
ただし、株券が6枚以上の場合、6枚目から株券1枚につき	500円